



新しい和寒町を創る自律・共生プラン

行政区から自治会組織への移行 ~ プランの実践パート17 ~

平成20年4月の行政区から自治会組織への移行を進めておりますが、今月号では「地域振興補助金(案)」と「地域会館取り壊し助成(案)」の考え方についてお知らせします。なお、これら制度の内容については、今後ご意見・ご要望を伺いながら意義ある制度にしていきたいと考えております。

1. 地域振興補助金(案)について

自治会内で自主的・主体的な総意と工夫により、地域の活性化や交流を図るために計画し実施する事業に対して1自治会に年間50万円を限度に補助する考えで、その内容は次のとおりです。

対象事業内容	対象経費	補助率及び補助額	事業対象の事例
①地域活性化事業			
ア 環境美化、公園整備等に取組む事業	飲食費を除く	対象経費の10分の7 または15万円を限度	花壇整備、ごみステーション整備(看板・網設置)など
イ 住民自治会が協働で行う交流事業(盆踊り・夏祭り等)に取組む事業	1回限りとする (事業費の全額)	対象経費の2分の1 または10万円を限度	地区盆踊り、夏祭り、七夕祭り、冬祭り等のイベントなど
ウ 高齢者・女性・子供を対象として取組む生涯学習支援事業	飲食費を除く	対象経費の2分の1、 講師謝礼は10分の10	地域交流会、料理講習、手芸教室、高齢者・子供の交流事業など
エ イベント(スポーツ、文化伝承等)に取組む事業	飲食費を除く	対象経費の2分の1	パークゴルフ、ミニバレー等のスポーツ大会、しめ飾り作り、芸能発表会など
②保健福祉活動事業			
ア 老人クラブ活動(事業計画・予算、事業報告・決算書を提出、60歳以上が対象)	活動事業費の全てを対象	会員の人数(1人当たり1,000円)または活動事業費の2分の1のいずれか低い額で、10万円を限度	従来の活動を事業対象
イ 地域保健活動	飲食費を除く	対象経費の2分の1 講師謝礼は10分の10	健康づくりの学習会・講演会・料理講習会など
③生活安全推進事業			
ア 街灯新設	新設、移設箇所を事前に町と協議。なお新設・移設の基準は従前のとおり	対象経費の10分の7	
イ 街灯移設、補修(電球取替等)		対象経費の2分の1	
④備品購入事業			
ア 自治会で必要とする備品で、3年に1回を対象とする	テレビ・机・椅子・カーオクセット・コピー機・厨房備品等	対象経費の10分の7 または15万円を限度	

◎補助金の申請から交付の流れ

年度当初に事業計画申請書の提出をいただき、審査後に補助金の概算払いと清算払いで交付する予定です。また、年度途中での新たな事業を計画した場合は、追加申請の受付も行います。

- ①申請 ⇒ 決定 ⇒ 概算払い ⇒ 実績報告 ⇒ 清算払い
- ②追加申請(随時) ⇒ 決定 ⇒ 実績報告 ⇒ 清算払い

◎自治会移行後は次の補助金を廃止し、その手だては地域振興補助金に一元化して行います。

- ①公民館分館事業を奨励する「公民館分館交付金」
- ②分館のない市街地区の老人クラブを支援する「市街地区高齢者学習支援補助」
- ③分館が広域的に行う事業を支援する「生涯学習支援補助」
- ④単位老人クラブの活動を支援する「老人クラブ補助」
- ⑤単位老人クラブの備品購入を支援する「シルバークラブ物品購入補助金」
- ⑥街路灯の新設、維持管理を支援する「街路灯新設維持費補助金」



2. 地域会館の取り壊し助成(案)について

自治会毎に1箇所を自治会館に指定していただき、その維持費の一部を自治会交付金として交付します。今後、地域内で話し合い必要としない地域会館を取り壊す場合、負担軽減を図る目的で取り壊しに係る費用の一部を次のとおり助成し、助成期間は平成24年度までの5年間を考えています。

①施設の取り壊しに要する費用	②産業廃棄物処理に要する費用	③跡地の整地に要する費用
2分の1	10分の10	2分の1